

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

《歳入》

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 331,000千円

《歳出》

社会保障施策に要する経費 331,000千円

単位:千円

事業名	経費 (職員人件費を除く)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,282,041	911,261	0	663	35,356	334,761
	高齢者福祉事業	235,987	129,526	30,100	9,511	6,386	60,464
	児童福祉事業	2,637,197	1,717,226	15,000	153,231	71,811	679,929
	生活保護事業	743,279	559,742	0	14	17,532	165,991
	小計	4,898,504	3,317,755	45,100	163,419	131,085	1,241,145
社会保険	国民健康保険事業	658,587	255,162	0	9,011	37,677	356,737
	後期高齢者医療制度事業	989,780	152,609	0	11	79,971	757,189
	介護保険事業	714,605	9,906	0	13,823	65,997	624,879
	小計	2,362,972	417,677	0	22,845	183,645	1,738,805
保健衛生	医療に係る施策	237,201	23,381	88,700	65,560	5,690	53,870
	感染症その他の疾病の予防施策	103,355	0	17,000	3	8,249	78,103
	健康増進対策	111,458	6,865	0	80,187	2,331	22,075
	小計	452,014	30,246	105,700	145,750	16,270	154,048
合計	7,713,490	3,765,678	150,800	332,014	331,000	3,133,998	

◎平成26年4月1日より、消費税率引上げに伴い増額となる地方消費税交付金は、社会保障施策に関する経費に充てることとされています。

◎地方消費税交付金の増額分を、各社会保障施策の一般財源充当額で按分して充当しています。